

平成23年度第5回三重県自然環境保全審議会 議事録

平成23年8月31日(水) JA三重健保会館

日時 平成23年8月31日(水) 13:30~15:15
場所 三重県津市羽所町 JA三重健保会館3F大会議室
出席委員 会長:加治佐隆光 副会長:富田寿代
委員:伊藤千鶴、内田克宏、大西かおり、木村京子、武内操、
濱中良平、村田芳雄、山崎美幸、米山宗隆
17名中11名出席
議題 「自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めること」について

尾崎室長 開会宣言
「平成23年度第5回三重県自然環境保全審議会」を開催します。

水谷副部長 (挨拶)

室長 審議会の成立
審議会の開催は、三重県自然環境保全条例第41条第2項の規定では、「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。
本日は、委員17名中、(11)名のご出席を頂いておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

資料確認

- ・事項書、出席者名簿、配席図、諮問理由
- ・資料 1 委員意見(写し)
- ・資料 2 委員からの意見(とりまとめ表)

それでは、議事に入らせていただきますが、三重県自然環境保全条例第41条第1項の規定によると、「会長が議長となる」と定められています。会長、議事の進行をお願いします。
審議会の公開について会長から。

加治佐会長 会長の加治佐です。よろしく申し上げます。
三重県情報公開条例第43条の規定に基づく「附属機関等の会議の公開

に関する指針」により、本審議会を公開といたしたいと思いますが委員の皆様よろしいでしょうか？

ご意見が無ければ、公開といたします。

それでは、傍聴人及び報道関係の方にご入室いただきます。

傍聴人、報道関係者 入室、着席、「傍聴心得」

審議開始

会長

前回の審議会で、私が答申のたたき台として提案した会長素案 について、各委員が赤ペンを入れたものについて、写しは資料 1 として添付。

それを事務局で表にしたのが、資料 2。事務局でよみあげ。

事務局

(資料 2 を読み上げ)

会長

資料 2、修正案等について、補足説明等があれば。資料 1 から資料 2 に転記した際に何かニュアンスが変わっている等があれば、または、書きすぎ、不足等があれば。特に赤字の所など。

村田委員

趣旨説明はある。

会長

趣旨説明があれば今お願いしたい。なぜこのように出したか等を口頭で説明。

村田委員

修正案を出した委員は他にないか？時間的に無理か？

会長

時間的に無理かどうかは委員次第。修正等を提出された 6 名の委員から説明を。

内田委員

会長素案に対し、特に問題はないと思ったが、書いた。

木村委員

前回審議会でも発言したが、強調した方がいいと思ったのが、風力発電について。1 年中を通じ継続して発電できていない。風は季節変化があるため、三重県では、一番のピーク時、非常に電力が必要になる夏場にきちんと風が吹いて発電できるのかというのが非常に重大な問題である。

国定公園の第一種及び第三種特別地域を開発するということと発電とを天秤にかけて考えるべきではないと考える。そのあたりを少し変えた方がいい。

要するに第一種特別地域を開発するに値するだけの風力発電施設の効果があるのかどうかをもっと検証しなければならない。

それについては、データが少なすぎるし、電力が公開されておらずよく分からない。そのような事情の中で第一種特別地域、第三種特別地域に建設の許可を出すため特例を定めるといえることは言えない状況である。

また、景観上、明らかに支障のある高いものを設置することをここで許可すると三角点からの眺望が非常に悪くなる。

以上2点から国定公園の中に作るべきものではないので、このように書いた。

村田委員

現地調査で、風車既設場所、設置予定場所、三角点を見た。風車設置場所では、鳥の声は聞こえなかった。三角点ではホトトギスが鳴いていた。風車がなかった頃はホトトギスもカッコウもうるさいくらい鳴いていた。それを聞きに公園を訪れる人もいる。それが聞こえなくなったら公園ではなくなり、本当に寂しい。風車がぶんぶん音をだすところを回っている場所で「ここはいいなあ」と言う人がいるのか？風車を作って自然を壊したら心を休める場所がなくなる。

テレビでは、中部電力の電力使用量が放送されている。昨日の中部電力の供給量は2660万Kw、最大使用電力は2390万Kw、使用率は89%と出ている。80%くらいしか使用していない。中部電力は、浜岡原発を停止しているにも関わらず、充分電力を供給する能力がある。なぜ風車をつくり国定公園をそういう状況にしまうのか。風車の設置に賛成している委員の気持ちが理解できない。客観的には、風車は不要。

「特例をさけたほうがいい」と遠慮がちに書いたが、本当は「風車は不要」としたい。

それから、(会長素案の)第4項と第5項で、申請者に対してCSRが条件の一つとされているが、町内会の会長や班長等地域の代表者を無料バスで現地に連れて行き「安全性」を確認させるという手前味噌のようなことを条件にせず、第三機関等が主催することを希望する。

山崎委員

数箇所修正した。自然環境と新エネルギーが注目される中で、その2つの共存の可能性という視点で書いた。

ただし、それまでに、自然に関する環境保全等、あらゆる調査が継続的に行われるべき。その上に立って新たな形が模索できないかという視点で書いた。

米山委員

前回までの審議会で、エネルギー問題等多くの意見が出たが、あくまでも今回は諮問「特例を設けるかどうか」。そのうち8項目全部審査される段階において、この横長の資料2の2ページ右下の所に書いてある、赤の「しかしの風力のところ・・・」

から、6行目の「また」の所に今回の場合、「風力発電施設の新築等、及び、工作物の新築に限って」、「主要な展望地からの著しい妨げにならない」ということと、「山稜線を分断すると眺望に著しい支障を及ぼさない」の2点について特例を設けてもいいかという議論であり、審査について、他項目は基準の特例を設けないということでも全てチェックされるため、これに特化した形で、「認めてもいい」という回答。

ただし、会長意見のように、最近、地球温暖化で気候、風土も変わってきているため、今後のデータ検証の実施、想定不可能な気象現象への対応については、事業者に対してしっかり指導することについて、2点回答した。

大西委員

まず諮問に対し「特例を定めるべきではない」とする答申を述べた。

理由は、特例を設けなければ、風車の建設ができないということ。基本的に、展望と眺望について、「それが妨げになり著しい支障を及ぼしているということは否定できない」ということが事務局から回答されているため。

基本的に、展望と眺望について、既に既設の風車があり、眺望は一部破壊されているが、前回、前々回、「景観」というのは、現在の段階であれば、国定公園として非常に評価できる景観をとどめているため、県民の皆様に、将来的に守って、次世代に受継ぐ必要性のあるものとした。

しかしながら、風車を建設してしまえば、景観、眺望・展望が悪化してしまう。

さらに、自然的、社会的経済的条件からの判断ということで、この場所に関し、自然再生エネルギーへの期待が高まっているとしても、時期尚早である。

なぜ今の段階で急いで建設をしなければならないのか？つまり、今後十分な予算が投入され、新しい技術が開発される可能性がある、一度建設しても撤去するという条件がついていれば元通りになると思われがちだが、自然の生態系というのはそれほど単純な問題ではなく、一度破壊されたら元には戻らないということをよく認識すべきである。時期尚早である。この理由からも風車を建設すべきではないと思います。

さらに、建設を反対するからには、前回特例を定めた状態と今とでどんな違いがあるのかを明確にしておかなければいけない。

最後に、昨今の風力発電に対する期待感が、初回の設置時期に比べ全体的に減少している。

震災後、新たにこの期待感が出ているという見方もできるが、前は、明確な反対意見というのは述べられていなかった。今回は、県民からの意見書での反対意見、日本野鳥の会の研究結果についてさらに検証すべきではないか。

会長

以上、修正案を提出した審議会委員のコメントです。

それを踏まえ、会長素案の後、9名の方は「修正なし」、「修正あり」でも賛成

又は反対もあるため、全員が賛成又は反対ということではなかった。おそらく2つの方向があるのであろう。

そのうち、1案として、素案 に「修正なし」が多かったことから、最初の素案をそのまま提出するというのが選択肢。

2案として、骨子はそのままで、さらに修正案の文面を、賛否の意見とも追加して、肉付けして回答書とする。

従って、文頭に特例を認めるべきとか、特例を適当と考えるという選択肢は提案しないが、そういう2つの案について意見はあるか。

選択肢としては、会長素案 そのままが、案1。もう一つは会長素案 に対し、審議会委員からの修正意見をできるだけ追加、肉付けして書くというのが2つ目の提案。

ただし、回答した人数のバランスを総合的に見て、会長素案 のままの第1案でも、それに修正意見を肉付けした第2案でも、文頭のところで、「特例は認めるべきではない」、「特例を認めることは適切ではない」とは書かない。

村田委員

第2案なら、反対意見をどこまで反映されるか。

会長

実は第2案の具体的な文面は用意してある。

配布してよいか。別の選択肢を提案したい委員はいるか？

木村委員

質問。第2案であれば、賛否両論を併列、例えば、「こういう意見もあったけど、別の意見もあった」ということか？

会長

はい。

では、会長素案 への修正意見を肉付けした第2案を事務局から配布する。実は第2案の候補は2つある。事務局は2種類とも配布するように。実際に目をとおしてもたった方がよい。

2種類の右上に[001]、[002]と番号がある。

[002]は、できるだけ委員の修正意見をそのまま書き加え8ページになった。

答申は知事が読むため、多量だと読みづらいので、まとめたのが[001]で、会長意見が入っている。

会長素案 に対する各委員からの修正案を自分なりにまとめ、取捨選択し、事業者に対し、語尾を穏やかにし、カギ括弧を使って書き直し全4ページとした。

会長 [001]案読み上げ -

委員の意見を、まとめた。読み上げは省略するが、[002]は会長素案 への各委員からの意見を省略せずにすべて挿入した。

以上2つが会長からの提案となる。ご意見は？

伊藤委員

会長素案 に対して「修正なし」で提出したが、「特例を認めない」に変更する。理由は、この風力発電による発電量の優位性が会社から説明がないということ、動植物の環境を非常に多く破壊するということが明かだから。

会長

申請者である青山高原ウィンドファームが来て説明を行なった第2回審議会には、伊藤委員おられました？（欠席）

とりあえず、「修正あり」として赤字で書いた委員の方から優先して意見を聞きたい。

大西委員

本来なら、会長素案 に「修正なし」と回答した委員が多く、反対派は少数意見として答申には扱われないものになる可能性が大きいですが、反対派の意見も取り入れられている内容であり感謝する。

第2案の〔001〕にある1番、2番、3番、4番、5番は不要。

企業コンプライアンスに関しては法令遵守と同レベルで当然のこと。3番は他の意見もあったので明記しておいた方がいいが、4番に関しては、CSRと社会貢献活動というのは明確に分けた言葉として使っており、もし書く必要があるのなら「CSR」は（社会貢献）ではなく、（企業の社会的責任）と、修正した方がいい。しかし、これも当然のことなので不要。さらに5番の情報公開も当然すべきことなので不要。

村田委員

3番の（3）の項目のところの「鳥類、猛禽類への調査については内容を強化して環境の保全に努めること」とし、2行目の「三重県及び専門機関と十分に協議し、低減、改善のための措置を講じること」については、コメントが内容を評価して、環境の保全に努める、その活動をだれがやるとか、どの機関が調査するかについて、はっきり書かれていない。県の自然環境室と、自然保護団体と企業ですかね、その三者が一体となって調査をする、事後調査が行われるようにすること。

会長

この意見に対し、山崎委員、具体的に説明をお願いします。

私が書いたのは三重県だけだったが、おそらく三重県だけでは心許ないということだろうと思い追加したのか。説明を。

山崎委員

基本的に主語は事業者。事業者が三重県とか専門機関と充分協議することが必要である、専門的な知識が必要であるだろうということで、書いた。

村田委員

このところは、最初にはっきりしておかないといけない。

会長

所々、つめていかないといけない。

まだ、これが完成版でということでもないので、ご意見を。

順に意見を述べる。

木村委員

今は、[0 0 1]と[0 0 2]のこれどちらかを選ぶということについてですか？

会長

それを含めて意見を伺いたい。

木村委員

[0 0 2]を完全に読んでいない。たくさん書いてあるほうを出していただきたい。特例を認めるかどうかについて、諮問されているので、そのあたりを審議会答申ではっきり書かなくてもよいのか。

会長

審議会は初めてで、答申経験がない。今のところ、事務局からこの形式はだめとは言われていない。

木村委員

最初の段階で郵送で送られてきたものの時点で9の方が賛成で後の方が修正ということなので、ほぼ半分の9人と8人ですか、17人の内の半分の方が素案に賛成で、あと、8の方が修正で加筆ということで、意見が割れている状況。無理にまとめてしまうのはこの段階では難しい。個人的には認められないが、[0 0 2]のようにできるだけそのままの意見を出したほうが良い。

大西委員

木村委員と同意見。しかし、17名の委員中、「修正なし」は9名だが、「修正あり」の中でも、積極的賛成の意見が入っているので、完全に過半数以上の方が賛成意見、多数決なら「特例を定める」という結論に至ってしまう。

この後、数時間で「修正なし」の9名の方を説得できたら、「特例を定めない」という答申の可能性はあると思うが難しい。意見をそのまま掲載し、風力発電反対という意見に変わる方がいるのであればありがたい。

[0 0 1]には反対派の意見も反映されている。伊藤委員のように意見を変える委員がいる可能性があるので他の委員にも尋ねてほしい。

内田委員

会長の素案 を修正した[0 0 1]で充分皆様のご意見を反映している。

伊藤委員

はじめ「特例を作らない」という意見だったが、会長素案 については「修正な

し」にした。しかし「国定公園内に風力発電は認めない」と、はっきり書いていた
だきたい。

富田委員

前回と、前々回と出させていただいて、意見は変わっていない。

各委員の意見を加えた修正案〔001〕が良い。〔002〕がすべての意見が入って
いることは良いが、読みやすさからは〔001〕がよい。

武内委員

会長素案 に「修正なし」とした。現地調査には参加したが、第4回の審議会は
欠席し、詳しい審議内容がわからなかったので「修正なし」とした。

修正ありの各委員意見を具体的に聞き、審議会としては少数意見も汲むという姿
勢は大事。〔002〕は修正有りの委員意見が記載されている点はよいが、読みづらい。

〔001〕に関しては、非常にわかりやすく賛成。

濱中委員

良い勉強ををさせていただいた。

各委員の修正意見は貴重で、同感する。しかし判断を下さなければならない場合、
文書を読ませていただいて、安易に会長素案 に対し「修正なし」としたわけでは
なく、十分に考えて「修正なし」に をした。

貴重な意見を尊重して、〔001〕の両論併記という形で答申を出してもいいなら、
〔001〕に賛成。

多くの審議意見をどのように文書にするかと思っていたが、わかりやすい。

こういう意見もあったということで、大西委員の反対意見もきちんと取り入れて
ある。特に山崎委員の意見はよく勉強されたと思うと、頭が下がると思い、なるほどと感
心した。

我々自然環境保全審議会ですので、自然に関わりが深い者ばかり。土俵の上では
自然公園に風車を作ることはNOですが、自然環境保全審議会として、知識を持っ
ていない方、一般の方などほとんどの方々はどうなのかなと推し量って判断したつ
もり。

村田委員

〔001〕のほうは良くまとめてもらってあると思うが、私は〔002〕。

自然環境保全審議会で、どういう意見が出たのかを全部読んでいただける〔002〕
のほう知事が客観的に得ることができる。それを受けて知事は許可の判断が出来る。

山崎委員

〔001〕でまとめた方がよい印象を持つ。大西委員の1から5の条件は不要ではな
いかという意見については、当たり前のことを当たり前を書くということが、重要
ではないか。地域住民への対応等当たり前のことを記載することで、いろんなとこ

ろの関係機関と連携をとるという気持ちを持たせるために書いた。答申のフォーマットがあるだろうから、それと照らし合わせてご判断いただきたい。

米山委員

[001]の加筆修正された文面のほうがよい。合計5回の審議会で、熱心に議論された意見が十分反映されている。知事へ答申するときに理解してもらうために読みやすくする必要があるので、[001]が良い。特に「設置がやむを得ないと判断された場合については基準の特例を定めるべき」という全体の文章で本当に配慮された表現になっている。

会長

はい、ありがとうございました。

一部意見が分かれたところはあるが、二者択一で[001]を答申とするにしても[002]も知事の手元に届くように、[002]は出すにしても、[001]が知事の手元に届くように事務局へ依頼する。

村田委員

[001]に本日の資料の 2の素案 に対する修正案を付して出すことは可能か？

会長

[002]全体を1の参考資料としてつけることはできるかもしれませんが、知事の手元に届くかどうかは事務局に任せる。

村田委員

知事が審議会でどんな意見が出されたか客観的に理解できる。

会長

どちらか片方が答申で、もう片方も知事に見ていただけるように、そういう方向で事務局に依頼したい。

[001]のカギ括弧の[1]~[6]までについては、企業コンプライアンスとかCSRの部分は書かなくてもいいのかなと思ったが、あえて書くということを含んでいただきたい。

質問があった箇所等について、会長に一任されれば、可能なだけ具体的に書くということで調整したい。

伊藤委員

答申文中、「事業者は」と主語をいれた方がよい。カギ括弧[3]のところの三重県および専門機関のところに「事業者は」と主語を足す。

会長

特にその点は注意し、[001]をベースに所々修正する。可能なら次回の審議会の際に提案させていただきたいと思うが、毎回来ていただくのも大変なので、部分的な校正になるため会長と事務局に一任していただきたいがどうか？

委員 （異議なし）

会長

ありがとうございます。では手続きに則って作業を進めます。

審議の結果としては以上だが他に何か？

なければ、今後のスケジュールについて、事務局から説明。

副参事

会長と調整し、審議会答申される。その答申をふまえ県が判断する。

なお、許可基準の特例を設定することについては、三重県公報に告示という手続きが必要となる。また、自然公園法により環境省への協議が必要となるため事務を進めていく。

大西委員

もう終わったが気になるところがある。

[0 0 1]の修正案に賛成で問題ない。

「積極的反対」、「特例を認めない」という人が何人いたということを議事録には、残す必要がある。「修正あり」「なし」と、積極的賛成の人の立場や、人数的には賛成か反対か不明なので、どれだけの人が賛成、反対というのが分からない。反対派にとってはうれしいことだが。

濱中委員

同意見。どういう風に外に出るのか？

村田委員

それは知事に対する環境保全審議会の意見。意見を出すわけだから、何人がどうのこうのという、統計的なことは必要ない。

大西委員

修正案の〔 0 0 1 〕には明記する必要はないが、審議会上で、数とかそういったものが必要。

村田委員

知事がそれを教えてくれと言ったら必要だと思う。

大西委員

はい。

会長

ありがとうございました。これで全ての議事は終了したので、司会、進行をお返しする。どうもありがとうございました。

（閉会宣言）

室長

熱心なご審議ありがとうございました。それではこれをもちまして、平成23年度第5回自然環境保全審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。